

大房岬自然公園施設指定管理者募集要項

大房岬自然公園施設の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 大房岬自然公園施設
- (2) 所在地 千葉県南房総市富浦町多田良
- (3) 施設の沿革、役割等
自然公園の利用の機会を県民に提供し、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的に設置され、昭和55年4月にビジターセンターがオープンした施設です。
- (4) 施設概要（参考資料1）
管理面積 41.3ha
主な施設
ア ビジターセンター（鉄筋コンクリート2階建て 延床面積 430.81㎡）
1階 展示室、事務室 2階 レクチャールーム
イ インフォメーションセンター（木造平屋建て 延床面積 98.10㎡）
ウ 展望塔（鉄筋コンクリート5階建て 延床面積 205.64㎡）
エ 園地（運動園地 1.2ha、西芝生園地 0.7ha、ホテル下園地 0.3ha、南芝生園地 0.3ha、
ビジターセンター前園地、海岸園地）
オ 野営場（第1野営場、第2野営場）
カ 展望台（第1展望台、第2展望台）
キ 園路
ク 汚水処理場（鉄筋コンクリート2階建て 延床面積 203.36㎡）
ケ その他（シャワー棟：1棟、公衆トイレ：4棟、四阿・野営場炊事場等）
- (5) 開館時間及び休館日
大房岬自然公園施設（ビジターセンター及びインフォメーションセンター）の開館時間は午前9時から午後4時30分までとします。
休館日は月曜日（祝日の場合はその翌日）と12月29日から1月3日までとします。
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間の
変更、休館日の開館をすることができます。

(6) 施設利用者数 (単位：人)

施設名 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	139,269	118,752	128,057
うちビジターセンター	11,625	10,880	10,135
うち野営場	5,533	5,304	4,660

(7) 収支状況

令和4年度～令和6年度の状況

収 入

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県委託金	20,566,000	20,948,000	20,726,000
利用料金収入 (野営場利用料)	2,341,080	2,284,380	1,978,200
その他収入	2,783,247	2,806,153	2,365,721
合 計	25,690,327	26,038,533	25,069,921

(参考) 野営場利用料 テント一張り1泊につき 630円以内

支 出

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	13,194,965	14,009,252	14,607,479
管理・運営費等 (うち修繕費)	7,974,428 (661,047)	8,002,132 (482,074)	7,344,591 (537,768)
委託費	2,937,264	2,937,264	3,215,916
合 計	24,106,657	24,948,648	25,167,986

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ・ ビジターセンター、野営場、各種園地、その他施設の提供
- ・ 野外レクリエーション活動に関する指導助言
- ・ 大房岬自然公園施設を利用した、物の販売、その他催しなどの行為の許可等に関する業務
- ・ 大房岬自然公園施設における有料施設の利用承認及び利用料金の収受等に関する業務

(2) 施設等の管理に関する業務

- ・ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(3) その他の業務

- ・ 公園施設の設置目的を達成するため知事が必要と認める業務

*留意事項

- ・ 令和9年3月31日以前において、既に使用申込のあった施設利用や実施が決定している事業については、原則として現在の管理受託者から引き継ぐこと。
- ・ 自動販売機の設置等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は県が行いますので、指定管理業務には含まれない。
- ・ 指定管理者が事業を実施するに当たり、収入を得る場合は、その内容をあらかじめ事業計画書に明記し、県と協議すること。

3 業務の基準

(1) 大房岬自然公園施設の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 自然公園法、同法施行令、同法施行規則
- ② 千葉県自然公園施設設置管理条例、千葉県自然公園施設管理規則
- ③ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ④ その他関連法規

なお、指定管理者が大房岬自然公園施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、大房岬自然公園施設内において、「2 指定管理者の業務範囲」に該当する業務以外の業務であり、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して行う、施設のサービス向上に資する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。自主事業は大房岬自然公園施設の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとする。また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

(3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。

(4) 大房岬自然公園施設の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

(5) 大房岬自然公園施設の指定管理者が作成し、又は取得した文書（大房岬自然公園施設の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し、了承を得る。）

(6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

(7) 指定管理者は、大房岬自然公園施設の管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき適正に取り扱うこと。

(8) 指定管理者が行う大房岬自然公園施設の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

(9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。

- (11) 施設利用の予約について、オンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うように検討すること。また、利用料金について、令和9年度中にキャッシュレス決済（オンラインでの決済を含む。）を導入すること。
- (12) 指定管理者が行う業務の詳細については、別添「大房岬自然公園施設管理業務仕様書」によること。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとするときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他団体（個人での応募はできません）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 募集開始の日から選定委員会による指定管理者（候補者）選定までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- ⑤ 募集開始の日から選定委員会による指定管理者（候補者）選定までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- ⑥ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑦ 役員に破産者及び拘禁以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

大房岬自然公園施設のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第4号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第5号）、グループ（共同体）協定書（様式第6号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

(1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）

(2) 事業計画書（様式第1号）

(3) 関係書類

- ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
- ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの。）

・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）

・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）

なお、千葉県内に事業所がある法人の場合、千葉県税の完納情報提供に関する同意書（様式第2号）を提出することにより、県税事務所発行の納税証明書の提出を省略することができます。（同意書に基づき、千葉県環境生活部自然保護課が千葉県税の納付状況を確認します。）ただし、納付状況の確認日時点で未納税額がある場合は、県税事務所発行の納税証明書の提出を求めることがあります。

・市町村発行の納税証明書（様式名は各市町村にお問い合わせください）

- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第3号）
- ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類
- ⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第5号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第6号）

（4）提出部数

提出部数は、正本1部、副本24部（副本は複写可）とする。

7 管理運営経費等

（1）管理運営経費

大房岬自然公園施設の有料施設の利用に係る料金については指定管理者の収入として、管理運営経費に充てるものとします。

大房自然公園施設の管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、以下の5年間の総額が参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。（5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

また、危険負担は、危険負担表（別記）のとおりです。

（参考金額） 5年間の総額：129,595千円（11,781,363円）

令和 9年度	25,919千円	（2,356,272円）
令和10年度	25,919千円	（2,356,272円）
令和11年度	25,919千円	（2,356,272円）
令和12年度	25,919千円	（2,356,272円）
令和13年度	25,919千円	（2,356,272円）

※総額及び年度別の（ ）はうち消費税及び特別地方消費税の額

（2）指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

特にありません。

（3）運営上の課題

特にありません。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年8月3日(月)から令和8年8月21日(金)まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第7号)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-225-1630 E-Mail hogo7@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、説明会の2日前までにあらかじめ連絡してください。

なお、参加希望がない場合、説明会は実施しません。

- (1) 開催日時 令和8年7月24日(金) 午前10時30分から1時間程度の予定
- (2) 開催場所 大房岬自然公園施設ビジターセンター2階会議室
- (3) 連絡先 千葉県環境生活部自然保護課施設管理班
TEL 043-223-2056 E-Mail hogo7@mz.pref.chiba.lg.jp

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県環境生活部自然保護課施設管理班(県庁本庁舎4階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2056
- (2) 提出期間 令和8年8月7日(金)から令和8年9月4日(金)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

※郵送の場合、書留郵便等により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

*留意事項

- ・申請書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに千葉県自然公園施設等指定管理者審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします(時間、場所については申請者に後日連絡します。)
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類(上記6、(3)関係書類、様式第4号以下)に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定結果

選定結果の詳細については、令和8年11月上旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は令和8年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和8年7月	6日（月）	募集要項公表・配布開始
	24日（金）	現地説明会
8月	3日（月）	質問事項受付開始
	7日（金）	申請書受付開始
	21日（金）	質問事項締切
9月	4日（金）	申請書提出期限
10月上旬		プレゼンテーション、外部有識者等からの意見聴取
10月中・下旬		選定委員会で候補者の審査・選定
11月上旬		選定結果の公表
12月		指定管理者の議決（12月定例県議会）
令和9年1月		指定管理者の指定
3月		協定書の締結、指定管理業務の引継ぎ
4月～		指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募（1）⑧」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問合せ先
千葉県環境生活部自然保護課
施設管理班 秋葉
TEL：043-223-2056 FAX：043-225-1630
E-Mail：hogo7@mz.pref.chiba.lg.jp